

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち人工知能未来農業創造プロジェクト）」  
審査実施要領

第1 趣 旨

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち人工知能未来農業創造プロジェクト）」（以下、「AIプロ」という。）の委託予定先の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 AIプロの委託予定先の選定に係る審査を実施するため、「基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付15規則第45号）（以下運営規則という。）」の第6条で組織する評議委員会（以下「委員会」という。）を公募要領2（1）の分野ごとまたは公募研究開発課題ごとに設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者等により構成するものとする。外部専門家は、次の条件を満たすものとする。
  - （1）審査に係る研究について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
  - （2）その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、審査対象となる提案書の研究開発計画に参画する研究者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。

  - （1）当該提案書の中で研究代表者、研究実施責任者、研究分担者となっている場合。
  - （2）当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
  - （3）当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と親族関係にある場合。
  - （4）当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と直接的な競争関係にある場合。

- (5) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、これを主宰するものとする。
- 6 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

### 第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

- 1 審査は、原則として、一次審査(書面審査)及び二次審査の2段階で行うものとする。
- 2 生研支援センター所長は、一次審査で選定した提案書について、二次審査を行うものとする。
  - (1) 新規に提案された提案書の場合  
一次審査で選考された課題について、評議委員会が研究代表者等に対する二次審査(面接審査)を行い、採択候補となる応募者(研究グループの代表機関をいう。以下同じ。)を選定する。
  - (2) 革新的技術開発・緊急展開事業(うち先導プロジェクト)の採択課題からA Iプロに提案する場合  
革新的技術開発・緊急展開事業(うち先導プロジェクト)(以下、「先導プロ」という。)の評議委員会による単年度評価(初年度)において標準以上の評価を受けた課題を対象として、文書等による評議委員と質疑応答による審査で採択候補となる応募者を選定する。単年度評価において標準を下回る評価となった場合には、一次審査の結果にかかわらず二次審査の対象としない。
- 3 二次審査に際しては、生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 4 二次審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員

の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。

- 5 委員長は、4により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てを採用しないこととする。
- 6 審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。  
委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。

#### 第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

- 1 応募のあった提案書は、分野毎に定めた委員が審査を行う。審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員（第3の5で採用しないとされた委員を除く。）の採点の平均点（以下「平均点」という。）を提案書の評点とする。
- 2 当該提案書の一次審査を行った委員の評点の平均値の高い順に、二次審査の対象となる提案書を選定する。なお、各委員の採点結果の平均点が60点未満の提案書、又は審査基準の1つ以上において、評価の平均点が「E」相当の提案書は選定しないものとする。開発する技術の波及効果が単一の領域に集中する等波及効果が低い提案（該当する審査基準の評価の平均点がD又はE相当の提案）は選定しないものとする。
- 3 二次審査は、公募研究開発課題ごとに行うこととする。  
ただし、第2の4により提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の過半を超えないものとする。
- 4 2で選定された提案書について、二次審査後の委員による議論を経た上で別表に従って改めて採点を行い、平均点の高い提案書の応募者の順に、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、得点の平均点が80点未満の提案書の応募者、又は審査基準の1つ以上において「E」の評価があった提案書の応募者は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。開発する技術の波及効果が単一の領域に集中する等波及効果が低い提案（該当する審査基準の評価の平均点がD又はE相当の提案）は選定しないものとする。  
公募研究開発課題に対し、研究内容の類似性が非常に高くかつ採択に値する高得点を獲得した提案書が複数ある時は、複数の類似提案書のうち上位1つの提案書のみを採択する。

なお、複数の提案書が同一の得点を得ている場合、以下の順序で提案書の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い提案書の応募者を委託予定先とするものとする。

- (1) Aの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする（配点の高い審査基準の評価がAである場合、当該Aの数を2とする）。
  - (2) Aが同数の場合、Bの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする（配点の高い審査基準の評価がBである場合、当該Bの数を2とする）。
  - (3) A及びBが同数の場合、Cの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
  - (4) 以上の検討を経て、なお同数の場合には委員長が委託予定先を決定する。
- 5 生研支援センター所長は、審査結果の報告を受けた場合には、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、委託予定先名（研究グループを構成する全機関名）をホームページにおいて公表するものとする。
- 6 委員長は、いずれの提案書の応募者も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計及び公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告するものとする。

## 第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

## 附 則

この規則は、平成29年1月12日から実施する。

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち人工知能未来農業創造プロジェクト）」  
審査基準

審査項目	審査基準・配点		
開発技術の先導性	開発しようとする技術は、新規性、先導性、優位性、AIの活用が高いといえるか。	A：きわめて高い 10点 B：十分高い 8点 C：先導性を有する 6点 D：不十分な点が散見 4点 E：不十分 2点	(1)
本事業目的との整合性	研究開発計画の内容は、該当する「公募研究開発課題」で掲げられている「具体的内容」と十分整合しているか。	A：整合しかつ上回る内容 10点 B：十分 8点 C：概ね十分 6点 D：不十分な点が散見 4点 E：不十分 2点	(2)
	アウトカム目標が、実現可能性も含めて具体的かつ合理的に設定されており、さらに、該当する「公募研究開発課題」で掲げられている「アウトカム目標」と同等以上の意欲的なものになっているか。	A：十分に具体的・合理的であり、かつ、大幅に上回っている 10点 B：具体的・合理的であり、かつ、同等以上である 8点 C：具体的・合理的であり、かつ、同等程度 6点 D：具体的・合理的でないか、または、同等以下である 4点 E：具体的・合理的でなく、かつ、同等以下である 2点	(3)
研究計画	アウトプット目標が具体的に設定されており、該当する「公募研究課題」で掲げられている「アウトプット目標」と同等以上の意欲的なものとなっているか。また、研究開発計画は、応募者が設定したアウトプット目標を達成するために必要な取組を含んでいるか。	A：大幅に上回っており、かつ、すべてを含んでいる 10点 B：同等以上であり、かつ、すべてを含んでいる 8点 C：同等程度であり、かつ、すべてを含んでいる 6点 D：同等以下であるか、または、すべてを含んでいない 4点 E：必要な取組が欠如している 2点	(4)

	該当する「公募研究開発課題」で掲げられている「留意事項」のすべてに対応した提案となっているか。	A：すべてに対応している 10点 E：対応していない項目がある 2点	(5)
波及効果	開発する技術は、対象品目が多い、対象地域が広いなど波及効果が高いか（波及効果が単一の県域に集中する提案は原則として採択しない）	A：波及効果は非常に高い 10点 B：波及効果は十分に高い 8点 C：標準的 6点 D：波及効果は低い 4点 E：波及効果が概ね一の県域に限られる 2点	(6)
研究開発の実現可能性・体制	参画する研究機関等は、担当する研究開発を遂行するために十分な施設・設備を有しているか。	A：非常に優れた施設・設備を有する 10点 B：優れた施設・設備を有する 8点 C：必要な施設・設備をほぼ有する 6点 D：必要な施設・設備のかなりものを有していない 4点 E：必要な施設・設備のほとんどを有していない 2点	(7)
	研究開発の進行、予算の執行及び知的財産等の取扱いに関する管理能力に優れているか。	A：きわめて優良 10点 B：優良 8点 C：概ね優良 6点 D：優れていない点が散見 4点 E：優れていない 2点	(8)

	アウトプット目標への貢献を明確に説明できる中・小研究項目のみで構成されるなど、研究開発計画における研究開発費の配分が効率的かつ妥当なものとなっているか。(新規性、先導性、優位性、A Iの活用が高い技術の開発に専念する提案となっているか)	A : きわめて効率的 10点 B : 効率的かつ妥当 8点 C : 概ね効率的かつ妥当 6点 D : 効率的かつ妥当でない項目が散見 4点 E : 非効率かつ妥当でない 2点	(9)
	開発技術の社会実装を図るため、民間企業の参画および農業者の関与が適正に行われているか。	A : 十分 10点 B : 概ね十分 8点 C : 一部不十分 6点 D : 不十分な点が散見 4点 E : 不十分 2点	(10)
加点要素	A Iプロに応募する先導プロの採択課題においては、先導プロの評議委員会による単年度評価(初年度)において、標準以上の評価を得ているか。さらに、A Iに係る研究を追加するなど高度化等をした研究計画となっているか。	A : 先導プロの評議委員会において標準以上の評価を得ており、A Iに係る研究を追加するなど高度化した計画となっている 10点	(11)
合計			点
<コメント>			

※ コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点(研究内容・研究実施期間、研究開発費等)について具体的に記載願います。特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。